

# 一時金0.15月UP

## 青森県人事委員会勧告出る！

10月10日、青森県人事委員会は議会および知事に対し、2017年度の県職員の給与等についての勧告を発表しました。平均566円のアップ（若年層1,000円、他は400円）、ボーナス0.15月分アップです。ベア見送りの自治体がある中、国家公務員を下回る金額ながらベースアップがありました。ボーナスに関しては、多くの自治体が0.1月アップなのに対して、青森県は0.15月アップです。これは高教組などの公務の労働組合が公務労組連絡会として、人事委員会に対して署名を添えながら、一時金の格差解消を強く求めて交渉してきた成果です。今後、これをもとに県教委から提案があり、組合側との確定交渉が行われていきます。

### 4年連続のベア

県人事委員会は「職員給与が民間給与を566円(0.16%)下回る」として「若年層に重点を置きながら、全年齢層において引上げ改定」を行うよう勧告しました。具体的には初任給を1,000円引上げ、若年層においても同程度の改定。その他は400円の引き上げとしています。これは国の人事院勧告にほぼ沿った内容です。

基本給の引き上げは必ずしも全国的な傾向ではありません。10月12日現在で勧告を発表した48自治体（政令

指定都市を含む）のうち給料表を改定を見送ったのは8自治体（東京都、佐賀県、相模原市、三重県、静岡市、京都市、福岡市、横浜市）にも及びます。理由は「（民間との）格差が極めて小さいため」としています。

物価上昇率を下回るほどの小幅なベアではあるものの、4年連続の引き上げ勧告を出させたことは、粘り強く交渉を行ってきた成果と言えます。

### 一時金格差やや縮小

一時金（ボーナス）に関しては、人事院勧告を上回る0.15月分上げ、4.20

月にするよう勧告しました。全国状況を見るとほとんどの自治体が人事院勧告通り0.1月上げ、4.40月にするよう勧告しています。それ以外の自治体は熊本県と熊本市が0.2月上げて4.40月、岩手県と福岡県が0.05月上げて4.35月、鳥取県が据え置きとしています。人事院勧告を上回る勧告は青森県と熊本県、熊本市の3自治体だけです。下のグラフのように、2012年から青森県と全国・国家公務員との支給月数が開き、昨年は0.25月にまで拡大しました。このまま実施されれば、今年は少し差が縮小することになりますが、依然として0.2月の開きがあります。これは、給料の月額が40万円とすれば、実に8万円という大きな金額です。今後のさらなる運動が重要です。

### 長時間労働改善に言及

今年の人事委員会勧告の全国的な大きな特徴は、教育現場や教職員を名指しで、長時間労働の改善に取り組むよう勧告していることです。その数は約半数の23自治体に及びます。青森県も「イ 教職員の多忙化解消」として、「学校現場における教職員の多忙化解消に当たっては、文科省や教育委員会におけるルール策定や積極的なサポートと各学校による主体的な取組が不可欠であり、関係者が連携して取組を継続していく必要」としています。

教職員の長時間労働の問題は、学校だけの問題ではなく、日本の社会問題として認識され始めています。

## 一時金格差わずかに改善！

